

	鳥取県公報	令和 7 年 8 月 1 日（金） 第 9 7 1 5 号
		毎週火・金曜日発行
目次 ◇ 告 示 不当な取引方法の指定の一部改正（473）（消費生活センター）・・・ 2 県統計調査の実施（474）（通商物流課）・・・ 6 公共測量の実施（4 件）（475～478）（県土総務課）・・・ 7 公共測量の終了（479）（〃）・・・ 8 県営土地改良事業の工事の完了（480）（中部総合事務所農林局）・・・ 8 会計管理者の権限に属する事務の一部の委任（481）（会計指導課）・・・ 8 ◇ 調達公告 総合評価一般競争入札の実施（デジタル改革課）・・・ 9 落札者の決定（原子力安全対策課）・・・ 13		

告 示

鳥取県告示第473号

平成16年鳥取県告示第244号（不当な取引方法の指定について）の一部を次のように改正し、令和7年8月1日から施行する。

令和7年8月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
1 勧誘に際しての不当な取引方法 (1) 商品又は役務（以下「商品等」という。）を設置し、又は利用することが法令等により義務付けられているかのような言動又は表示（以下「言動等」という。）を用いて契約の締結を<u>勧誘し、又は契約を締結させること。</u> (2) 商品等の内容又は取引条件が実際のものよりも著しく優良又は有利であるかのような言動等を用いて契約の締結を<u>勧誘し、又は契約を締結させること。</u> (3) 商品等の内容又は取引条件に関する重要な事項について、事実を隠し、又は虚偽の事実を告げて契約の締結を<u>勧誘し、又は契約を締結させること。</u> (4) 自らが官公署又は公共的な団体（以下「官公署等」という。）の職員であるかのような言動等を用いて、又は官公署等の許可、認可、後援等を得ているかのような言動等を用いて契約の締結を<u>勧誘し、又は契約を締結させること。</u> (5) 商品の販売若しくは購入又は役務の提供（以下「商品等の取引」という。）に際し、事業者の氏名若しくは名称、住所その他表示をすることが必要であると認められる事項を明らかにせず、又は虚偽の内容を告げて契約の締結を<u>勧誘し、又は契約を締結させること。</u> (6) 将来における不確実な事項について断定的な情報又は判断を提供することにより消費者を誤認させて契約の締結を<u>勧誘し、又は契約を締結させること。</u> (7) 商品等の取引の意図を隠し、<u>若しくは</u>商品等の取引以外のことが主要な目的であるかのように告げて消費者に接近し、又はそのような内容の広告等で消費者を誘引することにより、契約の締結を<u>勧誘し、又は契約を締結させること。</u> (8) 商品等の取引を行う目的で、検査その他の役	1 勧誘に際しての不当な取引方法 (1) 商品又は役務（以下「商品等」という。）を設置し、又は利用することが法令等により義務付けられているかのような言動又は表示（以下「言動等」という。）を用いて契約の締結を<u>勧誘すること。</u> (2) 商品等の内容又は取引条件が実際のものよりも著しく優良又は有利であるかのような言動等を用いて契約の締結を<u>勧誘すること。</u> (3) 商品等の内容又は取引条件に関する重要な事項について、事実を隠し、又は虚偽の事実を告げて契約の締結を<u>勧誘すること。</u> (4) 自らが官公署又は公共的な団体（以下「官公署等」という。）の職員であるかのような言動等を用いて、又は官公署等の許可、認可、後援等を得ているかのような言動等を用いて契約の締結を<u>勧誘すること。</u> (5) 商品の販売若しくは購入又は役務の提供（以下「商品等の取引」という。）に際し、事業者の氏名若しくは名称、住所その他表示をすることが必要であると認められる事項を明らかにせず、又は虚偽の内容を告げて契約の締結を<u>勧誘すること。</u> (6) 将来における不確実な事項について断定的な情報又は判断を提供することにより消費者を誤認させて契約の締結を<u>勧誘すること。</u> (7) 商品等の取引の意図を隠し、<u>又は</u>商品等の取引以外のことが主要な目的であるかのように告げて消費者に接近し、又はそのような内容の広告等で消費者を誘引することにより、契約の締結を<u>勧誘すること。</u> (8) 商品等の取引を行う目的で、検査その他の役

務又は商品が無償又は著しく低い対価で提供し、これによる消費者の心理的負担を利用して、執ように契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

(9) 威圧的な言動又は靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見を用いて消費者等の生命、身体、財産、運命、信用等に関し消費者を心理的不安に陥れ、困惑させて契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

(10) 恋愛感情その他の好意の感情を利用し、消費者を誤信させて契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

(11) 消費者を集め、又は消費者が集まっている場所において、主たる販売の目的である商品等以外の商品等は無償又は著しく低い対価で提供することにより、不当に消費者の購買意欲を誘引し、消費者の合理的な判断を妨げて契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

(12) 未成年者、高齢者その他の者の取引に関する知識、経験又は判断力の不足若しくは低下に乗じてその不安をあおり、その者に不利益をもたらすおそれのある契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

(13) 消費者の意に反して、長時間にわたり、若しくは反復して勧誘し、又は営業所等へ誘引して契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

(14) 消費者の意に反して、深夜、早朝等生活に支障のある時間帯に又は勤務先等に電話し、又は訪問して、消費者が迷惑を覚えるような方法を用いて契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

(15) 消費者がその住居又は勤務先から退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、それらの場所から退去しないで契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

(16) 消費者が勧誘場所から退去する旨の意思を示したにもかかわらず、その場所から消費者を退去させないで契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

(17) 契約の締結について勧誘することを告げずに、消費者が任意に退去することが困難な場所へ誘引して契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

(18) 消費者が契約するか否かについて電話等により事業者以外の者と連絡する旨の意思表示を示し

務又は商品が無償又は著しく低い対価で提供し、これによる消費者の心理的負担を利用して、執ように契約の締結を勧誘すること。

(9) 威圧的な言動又は消費者等の生命、身体、財産、運命、信用等に関し心理的不安に陥れるような言動を用いて、消費者を困惑させて、契約の締結を勧誘すること。

(10) 消費者を集め、又は消費者が集まっている場所において、主たる販売の目的である商品等以外の商品等は無償又は著しく低い対価で提供することにより、不当に消費者の購買意欲を誘引し、消費者の合理的な判断を妨げて契約の締結を勧誘すること。

(11) 未成年者、高齢者その他の者の取引に関する知識、経験又は判断力の不足に乗じて、その者に不利益をもたらすおそれのある契約の締結を勧誘すること。

(12) 消費者の意に反して、長時間にわたり、若しくは、反復して勧誘し、又は営業所等へ誘引して契約の締結を勧誘すること。

(13) 消費者の意に反して、深夜、早朝等生活に支障のある時間帯に又は勤務先等に電話し、又は訪問して、消費者が迷惑を覚えるような方法を用いて契約の締結を勧誘すること。

(14) 消費者がその住居又は勤務先から退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、それらの場所から退去しないで契約の締結を勧誘すること。

(15) 消費者が勧誘場所から退去する旨の意思を示したにもかかわらず、その場所から消費者を退去させないで契約の締結を勧誘すること。

たにもかかわらず、威迫する言動を交えて相談の連絡を妨害して契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

(19) 消費者の年齢、収入その他の契約を締結する上で重要な事項について偽るようになおのかして契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

(20) 商品等の購入資金に関して、消費者からの依頼がないにもかかわらず、業として貸付けを行う者からの借入れその他の信用の供与を受けることを勧めて、執ように契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

(21) 偽りその他不正の手段により入手した消費者に関する情報を利用して、又は正当に入手した消費者に関する情報を不当に利用して契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

(22) 消費者が依頼又は承諾していないにもかかわらず、ファクシミリ装置その他の電気通信手段を用いて、契約の勧誘に係る表示を送信することにより、消費者の意に反して契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

(23) 商品の販売等に関し、過去に消費者が関わった取引に関する情報を利用して、消費者を心理的に不安な状態に陥らせて、過去の不利益が回復できるかのように告げ、又は現在被っている不利益が拡大すること若しくは新たな不利益を被ることを防止するかのように告げて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

(24) 消費者に冷静に検討する時間を与えず、執ように次々と商品等の契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

(25) 立替払、債務の保証その他の与信に係る債権若しくは債務に関する重要な情報を提供せず、又は事実と異なる情報若しくは消費者を誤認させるような情報を提供して、与信契約等の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

(26) 販売業者等（商品等を販売若しくは提供する事業者又はその取次店その他の実質的な商品等の販売若しくは提供を行う者をいう。以下同じ。）の行為が不当な取引方法に該当することを知っていたにもかかわらず、又は与信に係る加盟店契約その他の提携関係にある販売業者等を適切に管理していれば当該事実を知ることができたにもかかわらず、与信契約等の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

(16) 消費者の年齢、収入その他の契約を締結する上で重要な事項について偽るようになおのかして契約の締結を勧誘すること。

(17) 商品等の購入資金に関して、消費者からの要請がないにもかかわらず、業として貸付けを行う者からの借入れその他の信用の供与を受けることを勧めて、執ように契約の締結を勧誘すること。

(27) 路上その他の公共の場所で呼び止め、その場で、又は営業所等へ誘引し、執よう又は強引に契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

(28) 消費者との間における雇用関係その他の優越的な立場に乗じて、消費者に対して著しく不利益をもたらすおそれのある契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

(29) 消費者に対し、商品等の供給に併せて他の商品等を自己又は自己の指定する事業者から購入するよう強制して契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

(30) 消費者が依頼又は承諾していないにもかかわらず、消費者に商品等の供給を行い、実施前の原状の回復を著しく困難にした上で、代金その他の名目による対価を請求することにより契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

(31) 消費者が依頼又は承諾していないにもかかわらず、商品等の契約を目指して自ら実施した事業活動の実施により生じた損失の補償を請求することにより契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

2 契約内容に関する不当な取引方法

(1)・(2) 略

(3) 消費者が当面必要としない過大な量の又は不当に長期にわたる商品等の供給を内容とする契約を締結させること。

(4)～(6) 略

(7) 消費者が意思表示をした事項と異なる事項を記載した契約書面を作成し、又は法令等で交付することが義務付けられている契約書面を交付せず、消費者に著しい不利益をもたらすこととなる不当な内容の契約を締結させること。

(8) 法令で交付することが義務付けられている契約書面に代えて、消費者の承諾を得ずに、当該契約書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することにより契約を締結させること。

(9) 略

(10) 法令の規定に反して、消費者の権利を制限し、義務を加重し、又は信義誠実の原則に反して消費者の利益を一方的に害する内容の契約を締結させること。

(11) 当該契約の内容として定められる通常の価格に比し、公序良俗に反する程度に著しく高額な価格を定める内容の契約を締結させること。

(12) 事業者の債務不履行又は債務履行に伴う不法

2 契約内容に関する不当な取引方法

(1)・(2) 略

(3) 消費者が当面必要としない過大な量の又は不当に長期にわたって供給される商品等の購入を内容とする契約を締結させること。

(4)～(6) 略

(7) 消費者が意思表示をした事項と異なる事項を記載した契約書面を作成して、消費者に著しい不利益をもたらすこととなる不当な内容の契約を締結させること。

(8) 略

<u>行為により生じた損害賠償責任について、事業者の軽過失による行為にのみ適用されることが明確に記載されていない免責条項を定めた契約を締結させること。</u> (13) <u>商品等を購入する際の資格を要するクレジットカード、会員証、パスワード等が第三者によって不正に使用された場合に、消費者に不当に責任を負わせる条項を定めた契約を締結させること。</u> 3 債務履行に際しての不当な取引方法 (1)～(8) 略 (9) <u>継続的に商品等を提供する契約を締結した場合において、正当な理由なく取引条件を一方的に変更し、又は消費者に対する債務の履行を一方的に中止すること。</u> 4 契約解除に際しての不当な取引方法 (1) 消費者のクーリング・オフ（次に掲げる法律の規定に基づく契約の申込みの撤回又は解除をいう。以下同じ。）の権利の行使に際して、口頭による行使を認めておきながら、後に書面又は電磁的記録によらないことを理由として契約の解除を妨げ、契約の成立又は存続を強要すること。 ア～エ 略 オ <u>預託等取引に関する法律（昭和61年法律第62号）第7条第1項</u> カ～ク 略 (2)・(3) 略 (4) <u>継続的に商品等を供給する契約を締結した場合において、消費者の正当な根拠に基づく中途解約の申出に対して、これを不当に拒否し、解約に伴う不当な違約金等を要求し、威迫する等して契約の解除を妨げ、契約の存続を強要すること。</u> (5) 前各号に掲げるもののほか、消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、契約の取消し若しくは解除の申出又は契約の無効の主張に際し、これを不当に拒否し、<u>不実のことを告げ、又は威迫する等により妨害し、契約の成立又は存続を強要すること</u> (6) 略	3 債務履行に際しての不当な取引方法 (1)～(8) 略 4 契約解除に際しての不当な取引方法 (1) 消費者のクーリング・オフ（次に掲げる法律の規定に基づく契約の申込みの撤回又は解除をいう。以下同じ。）の権利の行使に際して、口頭による行使を認めておきながら、後に書面によらないことを理由として契約の成立又は存続を強要すること。 ア～エ 略 オ <u>特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和61年法律第62号）第8条第1項</u> カ～ク 略 (2)・(3) 略 (4) <u>継続的に商品等を供給する契約を締結した場合において、消費者の正当な根拠に基づく中途解約の申出に対して、これを不当に拒否し、解約に伴う不当な違約金等を要求し、威迫する等して、契約の存続を強要すること。</u> (5) 前各号に掲げるもののほか、消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、契約の取消し若しくは解除の申出又は契約の無効の主張に際し、これを不当に拒否し、威迫する等して、契約の成立又は存続を強要すること。 (6) 略
---	--

鳥取県告示第474号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和7年8月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調査の名称

県内企業海外展開状況調査

2 調査の目的

鳥取県内の企業に対し、海外展開の現状及び課題並びに今後の意向等を把握し、県内貿易支援機関による有効な海外展開の支援の実施に必要な基礎情報資料を得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

県内全域の事業所

4 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

ア 輸出及び輸入の実績並びに今後の計画

イ 海外展開の実績及び今後の計画

ウ 貿易及び海外進出・展開における課題

エ 境港の利用

(2) その基準となる期日又は期間

令和7年7月末日時点とする。ただし、(1)のア（輸出及び輸入の実績に関する事項に限る。）については令和6年1月1日から同年12月31日までとする。

5 報告を求める者

過去に鳥取県が実施した県内企業海外展開状況調査等で海外展開を行っている又は検討していると回答した事業所のうち、海外展開を行っている又は行うことができると見込まれる事業所から抽出した約700事業所

6 報告を求めるために用いる方法

調査対象者に対して調査票を郵送し、調査票を鳥取県に返送させる方法、鳥取県のホームページから調査票をダウンロードし電子メールで返信させる方法又はとっとり電子申請システムにより回答させる方法

7 報告を求める期間

令和7年8月上旬から同年9月5日まで

8 調査票情報の保存期間

5年間

9 結果の公表方法

鳥取県のホームページで公表する。

鳥取県告示第475号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年8月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 作業種類 公共測量（応用測量）

2 作業期間 令和7年7月16日から同年11月28日まで

3 作業地域 岩美郡岩美町

鳥取県告示第476号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、伯耆町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年8月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和7年7月16日から同年12月19日まで
- 3 作業地域 西伯郡伯耆町畑池

鳥取県告示第477号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年8月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和7年7月24日から令和8年3月2日まで
- 3 作業地域 鳥取市富安二丁目及び南吉方一丁目

鳥取県告示第478号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県西部総合事務所日野振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年8月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和7年7月28日から同年12月2日まで
- 3 作業地域 日野郡日野町津地

鳥取県告示第479号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、鳥取県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年8月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（河川測量及び三次元点群データ作成）
- 2 作業地域 八頭郡若桜町及び八頭町
- 3 終了年月日 令和7年6月25日

鳥取県告示第480号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により告示する。

令和7年8月1日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営農地中間管理機構関連農地整備事業 森藤地区 区画整理	令和7年7月11日

鳥取県告示第481号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

令和7年8月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務
社会保険料に係る還付金の収納に関する事務
- 2 委任を受けた出納員
総務部総合事務センター庶務集中課
課長補佐 喜多條 広勝
- 3 委任期間
令和7年8月1日から令和8年3月31日まで

調 達 公 告

総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年8月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達の内容
 - (1) 借入物品の名称及び数量
ア LGWAN系NW接続用ノートパソコン 2,765台
イ インターネット系NW接続用ノートパソコン 300台
 - (2) 借入物品の仕様
入札説明書による。
 - (3) 契約期間等
ア 契約期間 契約締結日から令和12年3月31日（日）まで
イ 借入期間 令和8年3月1日（日）から令和12年2月28日（木）まで（48か月間）
ただし、令和8年度以降において、この公告に示した借入物品に係る発注者の予算が減額され、又は成立しなかった場合には、この調達に係る契約の全部又は一部を解除できるものとする。
なお、この場合における契約の解除又は一部解除に伴う損害賠償等については、発注者と受注者が協議し決定する。
ウ 納入期限 令和8年2月20日（金）
 - (4) 納入場所
入札説明書による。
 - (5) 入札方法等
ア 本件入札は、総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札説明書に定める仕様比較表を入札書とともに提出しなければならない。
イ 入札は、紙により行うものであること。
ウ 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札説明書に示す方法に従って計算した本件入札に係る借入物品の賃借料（保守料等を含む。）の月額を入札書に記載すること。
なお、契約に当たっては、入札書に記載された月額をもって単価契約を締結するので、入札書に記載する金額は、契約申込金額（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額）とする。
また、消費税及び地方消費税の税率は借入期間を通して10パーセントとする。
- 2 入札参加資格
本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たす者とす

る。

(1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、以下の全ての業種区分に登録されている者であること。

（ア）事務用機器のパソコン類

（イ）情報処理サービスのシステム等管理運営

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和7年8月7日（木）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の（2）の場所に必ず連絡すること。

ウ 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

エ 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

オ 1の（1）に示した物品を所有し（本件調達に係る契約締結日以降に取得する場合を含む。）、納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

カ 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

キ 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体に関する要件

ア 構成員は、（1）のア、ウ、エ及びカの要件を全て満たしていること。

イ 各構成員は競争入札参加資格を有するとともに、次のそれぞれの業種区分に構成員の1以上の者が登録されていること。

（ア）事務用機器のパソコン類

（イ）情報処理サービスのシステム等管理運営

なお、当該業種区分に登録された構成員がいない共同企業体が本件入札に参加しようとするときは構成員のいずれかが、本件入札に参加を希望する共同企業体の構成員が競争入札参加資格を有していないときは当該者が、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を令和7年8月7日（木）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の（2）の場所に必ず連絡すること。

ウ 共同企業体において（1）のオの要件を満たすこと。

エ 共同企業体は、2以上の者で自主的に結成されたものであること。

オ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の最も大きい者が代表者となること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

カ 各構成員が、本件入札に参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

キ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

（ア）目的

（イ）共同企業体の名称

- (ウ) 構成員の住所及び名称
- (エ) 代表者の名称
- (オ) 代表者の権限
- (カ) 構成員の出資の割合
- (キ) 構成員の責任
- (ク) 取引金融機関
- (ケ) 業務途中における構成員の脱退に対する措置
- (コ) 業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (サ) 解散後の契約不適合責任
- (シ) その他必要な事項

3 契約担当部局

鳥取県令和の改新戦略本部デジタル局兼総務部行政体制整備局デジタル改革課

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県令和の改新戦略本部デジタル局兼総務部行政体制整備局デジタル改革課

電話 0857-26-7094

電子メール jouhou@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

電子メール buppinkeiyaku@pref.tottori.lg.jp

(3) 入札説明書等の交付の方法

令和7年8月1日（金）から同月22日（金）までの間にインターネットのホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/jouhou/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和7年8月1日（金）から同月22日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

（1）に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

(5) 入札書及び仕様比較表の提出期限及び提出場所

ア 提出期限

令和7年9月17日（水）午後2時。ただし、郵便等による入札書及び仕様比較表の受領期限は、同日午前11時とする。

イ 提出場所

（1）に同じ。

(6) 開札の日時及び場所

次のとおりとする。

なお、落札者の決定は、入札説明書に示すところにより後日審査の上決定し、通知する。

ア 日時

令和7年9月17日（水）午後2時

イ 場所

（1）に同じ。

5 入札者に要求される事項

- （1） 入札書は、入札説明書に示すところにより記入し、「入札書」と明記した封筒に入れて密封し、提出しなければならない。
- （2） 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す事前提出物を4の（1）の場所に令和7年8月22日（金）午後5時までに郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- （3） 入札参加者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

（1） 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札書に記載する金額に12を乗じて得た金額の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

（2） 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札書に記載した金額に12を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 落札者の決定方法

- （1） 落札者の決定は、入札説明書で示すところにより、入札書及び仕様比較表の総合評価により行う。
- （2） この公告に示した業務を完遂できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の価格をもって入札したもののうち、総合評価の最も高かった者を落札者とする。

8 その他

（1） 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

（2） 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び政令、調達手続特例規則、会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

（3） 契約書作成の要否

要

（4） 手続における交渉の有無

無

（5） その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

（1） Nature and quantity of the products :

2,765 sets of notebook-type computers for LGWAN connection to be leased

300 sets of notebook-type computers for internet connection to be leased

- (2) 5:00 PM, 22, August : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation
- (3) 2:00 PM, 17, September : Time-limit for submission of tenders
(11:00 AM, 17, September : Time-limit for submission of tenders by registered mail)
- (4) Contact point for the notice : Digital Reform Division, Digital Bureau, Reiwa Reform Strategy Headquarters, Tottori Prefectural Government 1 - 220 Higashi - machi, Tottori - shi, Tottori 680-8570 Japan
TEL 0857-26-7094

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年8月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|------------------------|-----------------------------------|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 環境設置型空間放射線量率計及び可搬型モニタリングポストの調達 一式 |
| 2 契 約 方 式 | 一般競争入札 |
| 3 落 札 日 | 令和7年6月24日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 富士電機株式会社中国支社
広島県広島市中区銀山町14-18 |
| 5 落 札 金 額 | 31,570,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入 札 公 告 日 | 令和7年5月13日 |
| 7 落 札 方 式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県危機管理部原子力安全対策課
鳥取市東町一丁目271 |